

岡山市小規模工事検査要綱

令和2年3月25日財政局長決裁

令和2年4月1日適用

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市小規模工事取扱規程（平成15年市訓令甲第73条）第17条第3項の規定に基づき、小規模工事の請負契約に係る検査の実施について必要な事項を定める。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完成検査 工事の完成に伴い、受注者から発注者へ工事目的物の引渡しを行う最終段階の検査。代価の支払いをもって契約が完了する。
- (2) 完済部分検査 設計図書において指定された部分の工事目的物が完成した確認をするための検査。指定部分の代価の支払いと引渡しを行う。
- (3) 既済部分検査 工事の完成前に工事の既済部分の出来高を確認するための検査。出来高に応じた代価は支払うが工事目的物の引渡しは行わない。
- (4) 中間技術検査 あらかじめ設計図書においてこの検査を行うことを定めておき発注者が必要と判断したときに行う施工途中の検査及び工事目的物の完成前において、発注者がこれを使用する必要が生じた場合に行う施工途中段階の検査。代価は支払わない。
- (5) 臨時検査 工事の施工途中段階において、発注者が特に必要と認められる場合に行う検査。代価は支払わない。
- (6) その他検査 岡山市小規模工事請負契約約款第44条に基づく検査等

(検査実施基準)

第3条 検査員は、契約書、工事数量総括表、図面、仕様書、現場説明書、施工計画書その他の関係書類及び別に定める技術的基準に基づいて適正かつ厳正に検査を行わなければならない。

(実地検査の原則)

第4条 検査は、個別に、実地について行うものとする。

(検査の依頼)

第5条 工事担当課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、工事担当課が所属する小規模工事審査委員会があらかじめ選定した工事検査担当課長に対し、速やかに検査の依頼をしなければならない。

- (1) 受注者から工事の完成の通知があったとき。
- (2) 受注者から工事の指定部分の完成の通知があったとき。
- (3) 受注者から工事についての既済部分検査の申請があった場合において検査をする必要があると認めたとき。
- (4) 工事の施工途中段階において、確認することが必要と認められたとき。

2 工事担当課長は、前項に定めるもののほか、工事の施工過程において特に検査をする必要があると認めたときは、工事検査担当課長に検査を依頼することができる。

(検査実施の手続)

第6条 工事担当課長は、検査を依頼するに当たっては、検査依頼書に検査に必要な書類を添えて、工事検査担当課長に送付しなければならない。

2 前項の検査は、受注者から提出される完成通知書を受領した日から14日以内に執行しなければならない。

3 工事検査担当課長は、前項の規定による検査の依頼があったときは、直ちに当該検査を担当する検査員を選定し、検査日時を定めて監督員を通じて受注者に通知するものとする。

(検査の中止)

第7条 検査員は、受注者が検査員の職務の執行を妨害したとき、検査ができない事情があるとき、その他検査の実施について疑義が生じたときは、検査を中止し、直ちに工事検査担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(受注者に対する立会通知)

第8条 検査員は、検査をしようとするときは、受注者又は現場代理人の立会を求めなければならない。

2 受注者の特別な事由により立会いが不能な場合、その欠席のまま検査を執行することができる。

(関係職員の立会い)

第9条 検査員は、検査をしようとするときは監督員又は工事担当課長が指定する職員に立会いを求めることができる。

2 検査に立会った職員は、検査の実施に当たっては意見を述べることができる。

(記録等による検査)

第10条 検査員は、外部から明視できない部分があるときは監督員の説明、写真その他の工事記録等により当該部分の検査を行うことができる。

2 前項の場合において、写真、工事記録等が不十分なときは、監督員の証言をもって当該部分の状況を確認することにより検査を行うことができる。

(理化学試験)

第11条 検査員は、検査に当たって特に理化学試験を行う必要があると認めるときは、工事検査担当課長の承認を得て受注者をして、試験研究期間の試験を受けさせることができる。

(試運転等を行う場合の検査)

第12条 検査員は、検査に当たって試運転、据付その他の措置を必要とするときは、その結果をまって合否の判定をするものとする。

(破壊又は分解検査)

第13条 検査員は、検査に当たって必要があると認めるときは、受注者に対して検査目的物の破壊又は分解その他の措置を求めることにより検査を行うことができる。

2 前項の場合において特に必要があると認めた場合は、検査員は事前に工事検査担当課長と協議をし、その承認を得て行うものとする。

(検査報告書の作成)

第14条 検査員は、検査の結果、受注者の工事が契約の内容に適合したものであると認めるときは、直ちに検査報告書をもって復命しなければならない。

2 工事検査担当課長は、前項の規定により提出された小規模工事検査報告書が契約の内容に適合したものであることを確認した場合においては、検査に合格したことを判定するものとする。

3 前項の規定により合格と判定された工事目的物は、検査に合格したときをもって、所

有権を本市に移転するものとし、工事施工担当課が属する主管課において管理するものとする。

(検査不合格の場合の措置)

第15条 検査員は、第2条第1号及び第2号の規定する検査の結果、不合格と判定した工事について、修補又は補強をさせる必要があると認めるときは、履行期限までに完了する場合を除き、工事担当課長及び工事検査担当課長の承認を得て、1回に限り期限を定めて受注者に修補又は補強させることができる。ただし、15日以内の期限による修補又は補強については、工事担当課長の承認を要しないものとする。

2 検査員は、前項の規定による修補又は補強をさせたときは、その旨を記録し、小規模工事報告書に記載しなければならない。

(修補、補強等の後の報告)

第16条 検査員は、修補又は補強をさせた工事の目的物の検査については、当該部分のみの検査により合否の判定をすることができる。

2 検査員は、前項の規定に基づく検査結果を小規模工事検査報告書に記載するものとする。

(検査の技術的基準)

第17条 検査員が検査を行うにあたって必要な技術的基準は、当該設計図書に示す定めによるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日財政局長決裁)

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月25日財政局長決裁)

この要綱は、令和2年4月1日以後に契約を締結する工事から適用する。